

保護者の皆様へ

東京都立武蔵村山高等学校

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」(裏面の資料参照)には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒は登校できない期間です。(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません)

これらの感染症の診断を受けた場合には、速やかに学校にご連絡ください。

また、医師の指示等により、他への感染のおそれがないと認められ、登校を再開する際には、下記の「学校感染症による欠席届」を保護者の方が記入し、担任へご提出ください。

※病状によっては医師の証明書を提出していただく場合もあります。

学校感染症による欠席届

東京都立武蔵村山高等学校長 殿

_____年 _____組 _____番 氏名 _____

下記疾患のため欠席させていましたが、医師より感染のおそれがないと診断されたので登校させます。

診断名： _____

療養期間： 令和 _____年 _____月 _____日から 令和 _____年 _____月 _____日まで

受診した医療機関名： _____

電話番号： _____

令和 _____年 _____月 _____日

保護者名 _____

担任はコピーを教務、原本を保健室へ

【参考資料】

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条・19 条)

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種 感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児にあつては 3 日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間 of 適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の 感染症	溶連菌感染症 A 型肝炎、B 型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる